

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画

『富田林市緑の基本計画』は、富田林市の緑豊かな将来都市像の実現を図るため、都市緑地法（第四条）における「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定められるものです。緑地の保全及び緑化の推進に関して、地区ごとの現況や実状、将来の個性あるまちづくりの方針等について十分に勘察しながら、概ね20年後を展望しつつ、目標年次を10年後とし、緑の持つさまざまな機能を包括した系統的な緑地の配置計画とその実現に向けた推進方策を検討し、緑に関する総合的な指針として策定するものです。

なお、計画の対象区域は、都市計画区域である市域全域（3,966ha）とします。

【都市緑地法における規定】

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

第四条第1項 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「第4次富田林市総合計画」に即し、「大阪府広域緑地計画」と整合し、「富田林市都市計画マスタープラン」と適合しつつ、総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。

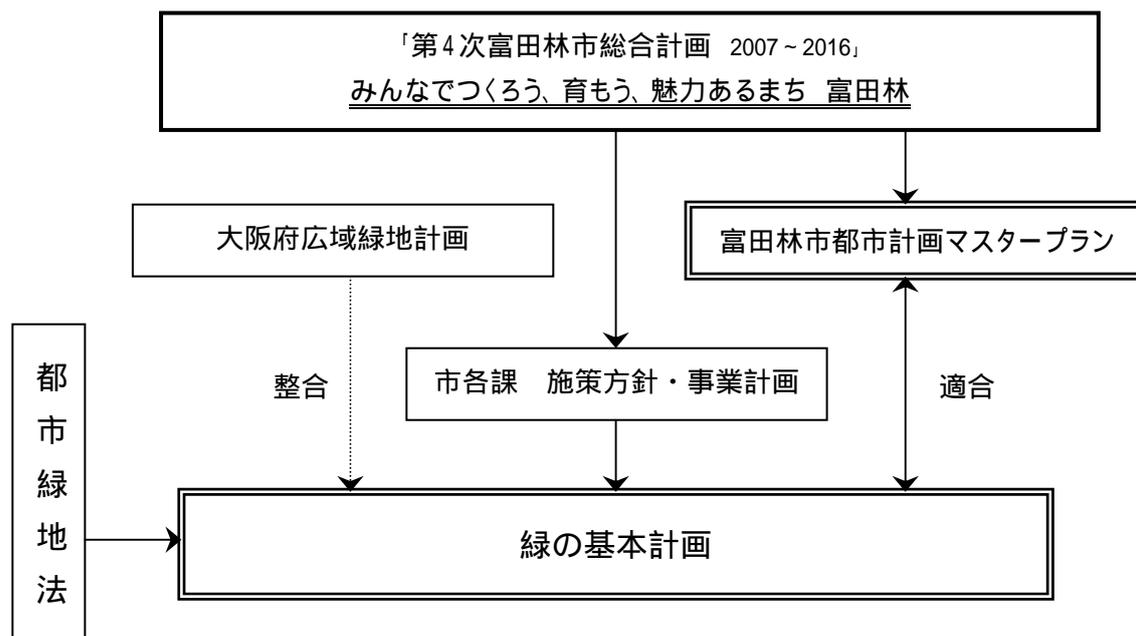


図1-1 緑の基本計画の諸計画との関係

緑の基本計画において、緑地の確保目標水準に算入する緑地は下図のように分類されています。目標水準の対象となる緑地は、公共施設等として管理される施設緑地と土地利用コントロールで確保される地域制緑地等に大別されますが、本計画において緑の将来像や緑の配置方針、施策の対象となる緑は、前記の緑地以外に、私有地の樹林や植栽地、街路樹等を含むものであり、本計画においてはそれらを総称して以下において緑と呼ぶことにします。

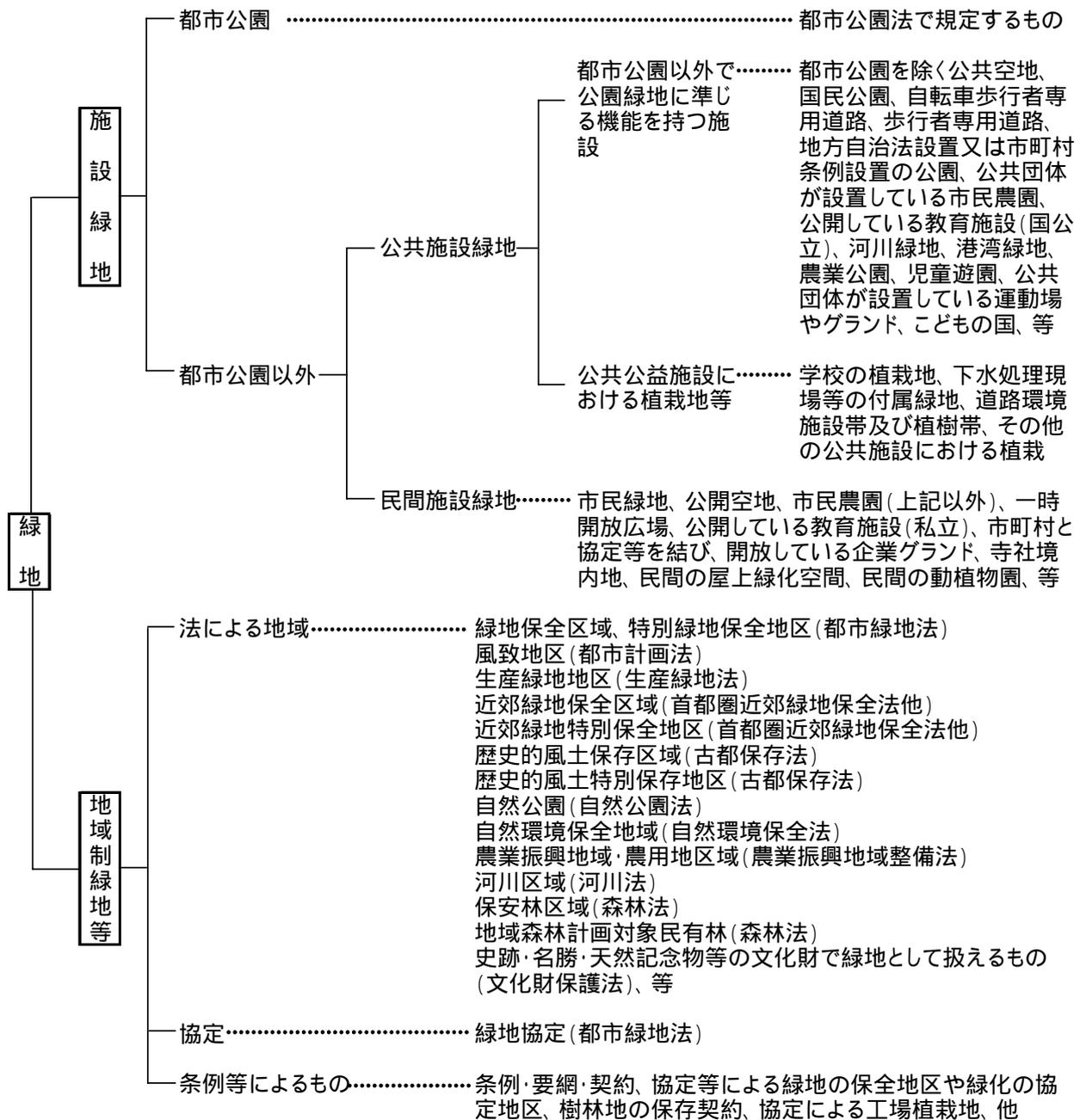


図1-2 緑地の分類

(3) 計画策定の手順

計画策定の手順は、以下に示すとおりです。

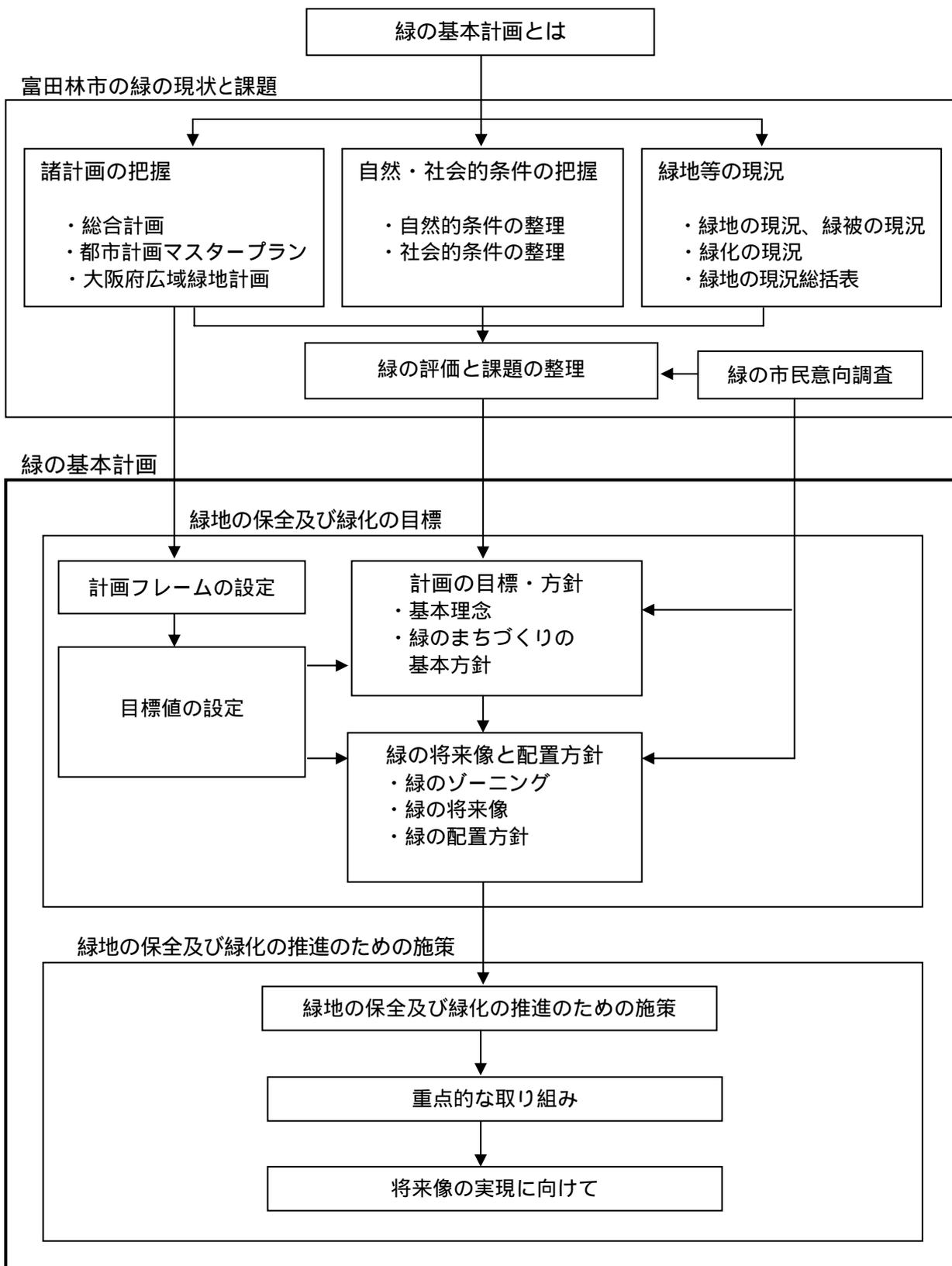


図1-3 計画策定の手順